

改 正 案	現 行
<p>一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の数が次のとおりであること。</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>ロ 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p>	<p>一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の数が次のとおりであること。</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>ロ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p>
<p>(一) (三) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>三 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>五 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ロ(1)の規定を準用する。</p> <p>ロ 夜間勤務等看護(1)から(四)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ロ(2)の規定を準用する。</p>	<p>(一) (三) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>三 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費又は小規模生活単位型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>五 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ロ(1)の規定を準用する。</p> <p>(2) 夜間勤務等看護(1)から(四)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ロ(2)の規定を準用する。</p>

○ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤(平成十二年厚生省告示第三十二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤(厚生省告示第三十二号)</p> <p>一 厚生労働大臣が定める特別食</p> <p>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、<u>膵臓病食</u>、高脂血症食、痛風食、<u>嚥下困難者</u>のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)</p> <p>二 (略)</p>	<p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤(厚生省告示第三十二号)</p> <p>一 厚生労働大臣が定める特別食</p> <p>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食、<u>嚥下困難者</u>のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)</p> <p>二 (略)</p>

○ 厚生労働省告示第 号

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成十七年九月三十日限り廃止する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

- 一 平成十二年厚生省告示第六十二号(介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額を定める件)
- 二 平成十二年厚生省告示第六十四号(介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額を定める件)
- 三 平成十五年厚生労働省告示第九十三号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第四十一条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める基準により算定した額を定める件)

○厚生労働省告示第 号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十七年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）は、平成十七年九月三十日限り廃止する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合

厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。

旧措置入所者の所得の区分		割合
一	二の項から四の項までに掲げる者以外の者	百分の九十
二	その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する	百分の九十。ただし、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 平成十七年九月三十日においてこの告示による廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平

月が四月、五月又は六月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）

成十二年厚生省告示第六十三号。以下「旧割合告示」という。）における旧措置入所者の割合が百分の九十五以上の者百分の九十五
ロ イに該当する者であつて、基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）を上回るもの（ハに掲げるものを除く。） 百分の九十七

	<p>ハ 基準額から当該基準額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る者 百分の百</p>
<p>三 市町村民税世帯非課税者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの又はこれに準ずると認められる者</p>	<p>イ 百分の九十。ただし、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 平成十七年九月三十日において旧割合告示における旧措置入所者の割合が百分の九十五以上の者 百分の九十七 ロ イに該当する者であつて、基準額から当該基準額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回るもの 百分の百</p>
<p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条 第一項に規定する被保護者</p>	<p>ロ イに該当する者であつて、基準額から当該基準額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回るもの 百分の百</p>

備考 基準額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（一）a

若しくはb又は介護福祉施設サービスのロ(2)（一）a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

改 正 案	現 行
<p>厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等</p> <p>一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業者による利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準</p> <p>（1） 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。</p> <p>（2） 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百二十一條第二項の規定の適用を受けけない指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業者の特別な居室の定員の合計数を施行規則法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（7）において「運営規程」という。）に定められている利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>（3） 指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業者の特別な居室の定員の合計数を施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した当該指定短期入所生活介護事業者の入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>（4） 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。</p>	<p>厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準</p> <p>一 指定短期入所生活介護事業者による利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準</p> <p>イ 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。</p> <p>ロ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百二十一條第二項の規定の適用を受けけない指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該事業者の特別な居室の定員の合計数を介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>ハ 指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、同項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの特別な居室の定員の合計数を施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>ニ 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。</p> <p>ホ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供に係る基準</p>

<p>メートル以上であること。</p> <p>（5） 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>（6） 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</p> <p>（7） 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。</p> <p>ロ 指定短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準</p> <p>（1） 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。</p> <p>（2） 当該指定短期入所療養介護事業者の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第百二十二條の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。</p> <p>（3） 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。</p> <p>（4） 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>（5） 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</p> <p>（6） 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第百二十二條の規定に基づき都道府県知事</p>	<p>提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>ハ 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</p> <p>ト 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。</p> <p>【参考】</p> <p>ニ 指定短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準</p> <p>イ 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。</p> <p>ロ 当該指定短期入所療養介護事業者の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第百二十二條の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。</p> <p>ハ 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。</p> <p>ニ 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>ホ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</p> <p>ヘ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第百二十二條の規定に基づき提出した運営規程</p>
---	--

に提出した運営規程に定められていること。

ハ 指定介護老人福祉施設による入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）が選定する特別な居室の提供に係る基準

(1) 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。
(2) 当該指定介護老人福祉施設の特別な居室の定員の合計数を施行規則第三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入所者等の定員定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

(3) 特別な居室の入所者等一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。

(4) 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。

(5) 特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ニ 介護老人保健施設による入所者が選定する特別な療養室の提供に係る基準

(1) 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。

(2) 当該介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

(3) 特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。

(4) 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療

に定められていること。

三 指定介護老人福祉施設による入所者が選定する特別な居室の提供に係る基準

イ 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。

ロ 当該指定介護老人福祉施設の特別な居室の定員の合計数を施行規則第三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

ハ 特別な居室の入所者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。

ニ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。

ホ 特別な居室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

ヘ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

四 介護老人保健施設による入所者が選定する特別な療養室の提供に係る基準

イ 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。

ロ 当該介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

ハ 特別な療養室の入所者一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。

ニ 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療

養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。

(5) 特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ホ 指定介護療養型医療施設による入院患者が選定する特別な居室の提供に係る基準

(1) 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を施行規則第三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。

(3) 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。

(4) 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。

(5) 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

その他

(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び

室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。

ホ 特別な療養室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

ヘ 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

五 指定介護療養型医療施設による入院患者が選定する特別な病室の提供に係る基準

イ 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。

ロ 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を施行規則第三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。

ハ 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。

ニ 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。

ホ 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

ヘ 特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第 号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住及び滞在に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の短期入所生活介護費のイ及びロの注4及び注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、イ(1)及び(2)の注6、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注4、ホ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3、三(1)及び(2)の注4、ホ(1)及び(2)の注3及びホ(1)及び(2)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8及び注9、介護保健施設サービスのイ及びロの注5及び注6並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注7、イ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注6、ハ(1)及び(2)の注4及びハ(1)及び(2)の注5に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

- イ 特別な食事の内容等について
(1) 利用者等が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指針第二号ロに規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。

- (2) 指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。
(i) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者等ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
(ii) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。

ホ 特別な食事の提供は、予め利用者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。

ロ 利用者等又はその家族への情報提供に資するために、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとすること。
(i) 事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者等に対して、利用者等が選定する特別な食事の提供を行えること。
(ii) 特別な食事の内容及び料金

「参考」
入所者が選定する特別な食事について（老企第五十三号・平成十二年三月三十日）
1 基本的考え方
(1) 運営基準における規定
入所者又は入院患者（以下「入所者等」という。）に提供される食事に関して多様なニーズがあることに対応して、入所者等が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）を提供した場合に、その提供に必要となる費用の額について、妥当な範囲内で入所者等から支払を受けることができること。

二 指定短期入所療養介護事業者による利用者を選定する特別な療養室等の提供に係る基準

イ 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。
ロ 当該指定短期入所療養介護事業者の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。

ハ 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。
ニ 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほか特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

ホ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
ヘ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第二百二十二条の規定に基づき提出した運営規程に定められていること。

- (3) 特別な食事を提供する場合は、当該利用者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
- (4) 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針第二号ロに規定する食事に係る利用料の追加的費用であることを利用者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

- (2) 特別な食事の内容については、基本食事サービス費の費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行うなど、その内容が通常の基本食事サービス費の費用の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものでなければならぬこと。
- (3) 入所者等への情報提供等については
特別な食事の提供は、予め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があること。入所者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。また、特別な食事を提供する場合は、当該入所者等の身体状況に鑑み支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
- (4) 栄養量等については
特別な食事の提供を含め、栄養量については、当該介護保険施設においては、入所者等ごとに栄養記録を作成し、医師との連携の下に栄養士により個別的な医学的・栄養学的管理が行われることが望ましいこと。また、食堂、食器への配慮等食事の提供を行う環境の整備についても併せて配慮がなされていることが望ましいこと。
- (5) 特別な食事以外の食事については
特別な食事を提供することによってそれ以外の食事の内容及び質を損なうことがないように配慮すること。
- 2 具体的取扱いについて
(1) 支払を受ける費用の額については、特別な食事を提供することによって支払を受ける費用の額については、特別な食事を提供することによって要した費用から基本食事サービス費相当額を控除した額に標準負担額相当分を加えた、妥当な範囲内の額であること。また、予め提示した金額以上に入所者等から支払を受けてはならないこと。

- (2) 都道府県への報告
特別な食事の提供を行っている介護保険施設は、毎年七月一日現在の、その内容及び料金などの状況を都道府県知事に報告すること。
- (3) 掲示
入所者等への情報提供に資するために、各施設内の見えやすいところに下記の内容について掲示するものとする。またパンフレット等により分かりやすく説明するなど、利用者等が自己の選択に基づき特定の日に予め特別なメニューの食事を選択できるようにすること。
- イ 入所者等が選定する特別な食事を提供できること
事業所及び施設で毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所者等に対して、入所者等の自己負担により入所者等が選定する特別な食事を提供できること。
- ロ 入所者等が選定する特別な食事の内容及び料金
食事のメニューの一覧表、料金等

三〇五 [削除]